

個人所得税に関するタックスアラート

2013年9月

個人所得税法及び Decree 65/2013/ND-CP の施行詳細を規定する Circular に関する最新情報

要約

I. 給与所得

1. 居住者に関する規定は変更
2. 非課税所得、ベネフィットの拡大
3. 任意年金基金、生命保険及びその他強制されない保険への納付金に対する税金計算方法の変更
4. 控除額の増加、扶養対象及び控除項目の拡大
5. 税引後所得の換算

II. その他所得

1. 営業所得
2. 資本譲渡所得
3. 不動産譲渡に対する個人所得税の免税条件

III. 個人所得税の申告管理

The EY logo is displayed in a large, white, sans-serif font, centered at the bottom of the page. The background of the entire page is a vibrant, nighttime photograph of a busy city street, likely in Japan, characterized by numerous colorful neon signs and illuminated buildings. The scene is filled with light, creating a dynamic and modern atmosphere.

Building a better
working world

2013年8月15日に、財務省は個人所得税に関する2012年11月22日付け Law 26/2012/QH13及び2013年6月27日付け Decree 65/2013/ND-CPの施行に関するガイドラインCircular 111/2013/TT-BTCを発行しました。

Circular 111には、上記のLawとDecreeを補足する規定が盛り込まれていますが、2013年10月01日より適用されます。またLaw及びDecreeにすでに規定されている条項は2013年7月1日より適用されます。

Circularには以下の新規則が含まれています：

1. 給与所得

1. 居住者に関する規定の変更：90日間以上の住宅リース契約条件の廃止

ベトナムに183日間以上滞在する個人或いは183日間以上の期間にわたる住宅リース契約がある場合を含む永続的な住宅がある個人は税務上の居住者として扱われます。

ベトナムに定期的に住む場所（ベトナム人の場合は永住場所、外国人の場合は在留カード、一時的在留カード、183日間以上の期間にわたる住宅リース契約に記載する住所、一時的在留の場所）があるが、実際にベトナムに183日間未満滞在する場合、その他の国の居住者と証明することができればベトナムでは非居住者になります。

2. 非課税所得、ベネフィットの拡大

新たなCircularにより、以下の所得、ベネフィットはベトナムに就労する外国人と外国に就労するベトナム人の課税所得として算入されません。

- ▶ 雇用者が労働者の代わりに支払う年に1回の往復航空券代。
- ▶ 雇用者が労働者の代わりに支払う労働者の子供の幼稚園から高等学校までの学費。
- ▶ 外国に派遣される際に支給する移転費用手当。

Circular 111により、労働契約の規定に基づき石油・鉱産物開拓業のように国際的な慣習に従って

外国労働者をベトナムに派遣することに伴う移転・移動手当は課税所得として算入されません。

シフトチェンジする度に、交代要員に支給される、外国からベトナムとの間の航空券代、陸地から海に位置する石油掘削基地との間を運送する専用ヘリコプターを提供する費用、石油掘削基地へのフライトを待つ間の陸地に居る期間のホテル代は従業員の利益とされず、個人所得税の課税対象外になります。石油・鉱産物開拓分野に従業し、前記の費用が発生する事業者にとって、とても良いニュースといえます。

また、新たなCircularは以下の免税所得を追加しました。

- ▶ 任意年金基金から受け取った月次年金
- ▶ ベトナムに住んで、勤務する個人に対して外国から支払われた年金
- ▶ 国家予算からの奨学金、国内外の組織からの奨学金（生活費も含む）

3. 任意年金基金、生命保険及びその他強制されない保険への納付金に対する税金計算方法の変更

以前に、任意年金基金、生命保険及びその他強制されない保険への雇用者からの納付金は課税所得として計算されました。

Circular 111により、前記の所得に対する税金源泉時点、税金源泉義務及び税率はすべて改定されました。従って、保険会社、任意年金基金管理機関は雇用者が労働者のために、2013年7月01日より納付した額に対する保険金、年金を支払う前に、10%税金を源泉しなければなりません。

つまり、税金の源泉義務は雇用者ではなく、保険会社と任意年金基金管理機関に属します。

4. 控除額の増加、扶養対象及び控除項目の拡大

基本控除及び扶養控除はそれぞれに4百万VNDから9百万VND/月、1.6百万VNDから3.6百万VND/月に増加されました。さらに扶養家族も税務当局より税コードを付与されます。

扶養家族の所得限度は全ての所得の平均額が0.5百万VNDから1百万VND/月になります。

さらに対象となる扶養家族は「障害者または働くことができない人」から法律上の「障害者となるもの」

と改定され、AIDS、癌、慢性腎不全など働くことができない病気の患者も含まれます。

また新たなCircularは財務省のガイダンスに従う任意年金基金に納付する額を最大で1ヶ月に1百万VND（1年間に12百万VND）控除できるとしています。

5. 税引後所得の換算

組織・個人が労働者に税引後所得で給与・賃金を支払う場合、当該税引後所得は税前所得に換算されなければなりません。換算用所得は実際に受けた所得と雇用者が労働者の代わりに支払った各種現物給付の合計額から控除可能な項目の額をマイナスした額に相当します。労働者の代わりに支払った現物給付の中に家賃がある場合、換算用所得とする家賃は実際に支払った金額又は合計の課税所得（家賃を含まない金額）の15%のいずれか小さい金額として計算されます。

従って、雇用者が労働者の代わりに支払う現物給付（家賃も含む）は以前は税前所得として扱われましたが、現在は税引後所得になります。結果として労働者に税引後所得を支給すると雇用者の雇用関連コストの負担がかなり増加することになります。

II. その他所得

1. 事業所得

Circular 111は保険代理業、紹介販売業、宝くじ販売に従事する個人に対する5%から10%までの別の累進税率を規定します。

個人営業者で予定見込み税率で納税するもので、税務当局から小売するインボイスを買う場合、一回毎に事業所得の10%が個人所得税となります。この場合、発生する課税所得は以下の通り計算されます：

一回に発生する課税所得 =

一回に発生する売り上げ × みなし課税所得比率。

2014年1月1日より事業所得がある個人に対する売上に関するみなし課税所得比率は下記の表ようになります。

活動	みなし課税所得比率
1. 商品の配分、供給	7%
2. サービス、原材料の支給が契約に含まれない建設	30%
3. 商品に関する生産、運輸、サービス、原材料の支給が契約に含まれる建設	15%
4. その他事業	12%

非居住者である個人、グループがベトナムに恒久的な営業拠点を持っている場合、居住者と同様に税金を申告、確定申告をしなければなりません。

2. 資本譲渡所得

本Circularでは上場企業と非上場企業の株式売却から発生する所得はいずれも株式譲渡所得と規定されています。譲渡所得に対する個人所得税は1年間の合計のネットゲインの20%または、個別の売却価格の0.1%として計算されます。

株式売買価格が譲渡契約書に規定されていない場合、又はマーケットプライスに比べ合理的ではない場合には、税務機関はマーケットプライスに基づく売買価格を決定する権限を有します。

3. 不動産譲渡に対する個人所得税の免税条件

ベトナムに唯一の住宅、土地所有権と土地の上の資産を所有する個人はそれらを譲渡する時に、個人所得税が免除されます。但し、当該個人は譲渡住宅、土地所有権を有してから譲渡まで183日間以上所有する必要があります。

III. 個人所得税の申告管理

- ▶ 2013年7月1日より、四半期単位の申告が下記の対象に適用されます：
 - ▶ 四半期単位でVATを申告する給与支給者；
 - ▶ 毎月の源泉税額が50百万VND以下の給与支給者；
 - ▶ 個人事業者、ビジネスを行う個人グループ；

- ▶ 国際組織、ベトナムにある大使館、領事館が支払ったが、個人所得税をまだ源泉されていない給与、賃金の所得。
- ▶ 以下の場合には、個人は非定期所得を年末の確定申告しないと選択することができます：
 - ▶ 給与、賃金の以外の非定期所得が対象年度の1ヶ月の平均額が10百万VND以下で、支払者が個人所得税を10%源泉している場合。
 - ▶ 対象年度の1ヶ月の平均の住宅リース料、土地使用権のリース料が20百万VND以下で、リース不動産の土地税などを管轄する税務当局に納税した場合。
 - ▶ 労働契約を締結しない又は3ヶ月以下の期間の労働契約を締結する居住者に2百万VND以上の賃金、労務費などを支給する組織・個人は支給する前に、10%税金を源泉しなければなりません（個人税コードの有無と関係ずに）

注：ベトナム企業が外国契約者とサービス契約を締結して、外国契約者が請負した業務を直接に実施するために、従業員をベトナムに派遣する場合、ベトナム企業は外国契約者に外国人の税金義務を通知する責任を負うと同時に、外国人がベトナムに勤務する開始日より7日間以内に外国人のリスト、国籍、パスポート番号、勤務期間、業務内容及び所得を文書にて税務当局に報告しなければなりません。

前記はCircular 111の特筆すべき重要な点であり、詳細に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

本Tax Watch Update及び EY ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー
huong.vu@vn.ey.com

Huyen Thi Thanh Nguyen ディレクター
huyen.thi.nguyen@vn.ey.com

佐藤 行洋 日系企業担当マネージャー
Yukihiro.Sato@vn.ey.com

Kyung Hoon Han 韓国系企業担当マネージャー
Kyung.hoon.han@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー
christopher.butler@vn.ey.com

Mai Lan Anh マネージャー
mai.lan.anh@vn.ey.com

Ngo Thi Kim Anh マネージャー
anh.kim.ngo@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター
Takahisa.onose@vn.ey.com

森田 鉄平 日系企業担当マネージャー
Teppei.morita@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

EYについて EY概要

EYはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。弊社は高品質な専門業務やインサイト情報を提供することにより資本市場及びグローバル経済に於ける信頼関係を構築いたします。弊社の顧客に対する約束を守るため、優秀な人材の開発を目指します。そうすることによって、弊社のスタッフ、顧客、コミュニティのために、より良い社会の構築のために積極的役割を担います。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

©2013 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
APAC no. 16000024
ED None

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

ey.com